

第17回土地家屋調査士特別研修 教材正誤表

教材 I (基礎研修)

該当箇所	誤	正
民法 P14 枠内上から8～9 行目	〔Yの言い分〕 15番は、 <u>私</u> が平成5年10月1日に <u>B</u> から買い受けたものであり、以後、15番に含まれているという前提で、本件係争地を畑地として耕作を続けていました。平成23年5月10日に <u>Q</u> が死亡した後、	〔Yの言い分〕 15番は、 <u>B</u> が平成5年10月1日に <u>C</u> から買い受けたものであり、以後、15番に含まれているという前提で、本件係争地を畑地として耕作を続けていました。平成23年5月10日に <u>B</u> が死亡した後、
民法 P18 枠内上から4～6 行目	(3) 抗弁 ア <u>A</u> は、平成5年10月1日、本件係争地を占有していた。 イ <u>A</u> は、平成 <u>20</u> 年5月10日に死亡した。 ウ Yは <u>A</u> の子であり、 <u>A</u> を相続した。	(3) 抗弁 ア <u>B</u> は、平成5年10月1日、本件係争地を占有していた。 イ <u>B</u> は、平成 <u>23</u> 年5月10日に死亡した。 ウ Yは <u>B</u> の子であり、 <u>B</u> を相続した。

基礎研修スライド

該当箇所	誤	正
民法 P61 4～6行目	(3) 抗弁 ア <u>A</u> は、平成5年10月1日、本件係争地を占有していた。 イ <u>A</u> は、平成 <u>20</u> 年5月10日に死亡した。 ウ Yは <u>A</u> の子であり、 <u>A</u> を相続した。	(3) 抗弁 ア <u>B</u> は、平成5年10月1日、本件係争地を占有していた。 イ <u>B</u> は、平成 <u>23</u> 年5月10日に死亡した。 ウ Yは <u>B</u> の子であり、 <u>B</u> を相続した。